

# (1) 前回会議の振り返り

水利権についての理解が不十分なので、法律に基づく運用や規制についての詳細な説明がほしい。全国的には運用面で適養利用が許可されているケースもあると聞いている。法的な規制や運用の具体的な内容を整理し、どの部分が問題で、どのように解決すればよいかを明確にする必要があり、国への要望を効果的に行うためにも重要である。そのあたりを審議会で共有したいと思うので、次回以降示して欲しい。

2025年8月8日

於：安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室

## 1. 水利権の内容

水利権：特定の**目的**（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に**使用する権利**

事項	内容
目的	・水力発電 ・かんがい ・水道 ・工業用水 ・鉱業用水 ・養魚 ・し尿処理 等
場所	・上下流や左右岸によって取水の優劣あり ・取水口の位置、湛水（貯留）区域 等
方法	・自然流水 ・堰上げ取水 ・ポンプ取水 ・ダム貯留水取水 ・伏流水取水 等
量	・1秒あたりの最大取水量 ・1日最大取水量 ・年間総取水量、最大使用水量 等
期間※	原則として、 ・発電水利使用については、概ね20年 ・その他の水利使用については、概ね10年
※慣行水利権	旧河川法（明治29年公布）施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされる。

国土交通省HP 水利権制度等 (<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/seido/index.html>) より作成

## 2. 水利使用許可の判断基準

水利使用許可の判断基準：大きく以下の4つ

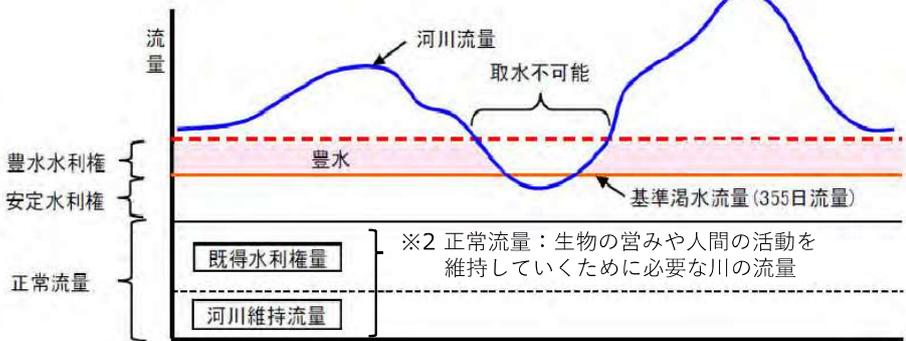
判断基準	内容
①公共の福祉の増進	水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、 <b>公共の福祉の増進に資するもの</b> であること。
②実行の確実性	申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の <b>実行の確実性が確保</b> されていること。
③河川流量と取水量の関係	河川の流況等に照らし、 <b>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく</b> 安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
④公益上の支障の有無	流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により <b>治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがない</b> こと。

国土交通省HP 水利使用許可の判断基準 (<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/kyoka/index.html>) より作成

## 3. 犀川における判断

国交省※1によれば「小市観測所」の正常流量※2 **40m<sup>3</sup>/s**に満たない日があるため、（この時期の）新たな水利権は困難とのことである。 ※1 2011/1/11協議

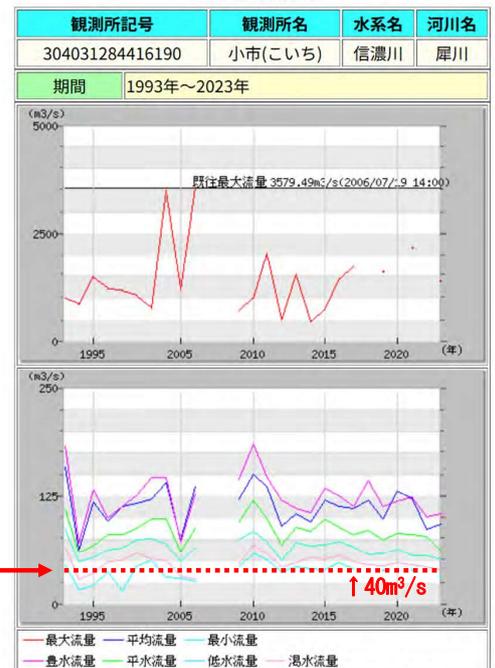
⇒「③河川流量と取水量の関係」から困難



安定水利権と豊水利権 概念図

左：国土交通省HP 水利権制度等 (<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/seido/index.html>) より作成  
右：国土交通省 水文水質DB (<https://www1.river.go.jp/>) より引用

流況変化図



既往最大流量はDB登録データから検索されたもので、観測開始以来の最大流量と異なる場合があります。

Water Information System By MLIT 2002

# 4. 水利権の扱い

場所	目的	水利権取得	許可取水量	許可期間	取得理由等
仙台市 六郷堀・七郷堀	浄化・修繕	H17/1	0.3m <sup>3</sup> /s	10/15~1/24	・市街地化に伴う雑排水流入 ・許可水利への切り替えによる冬期取水の停止
新潟市亀田郷	水質・景観 ・生態系保全	H19/10	0.95~ 2.15m <sup>3</sup> /s	9/11~4/23	・市街地化に伴う雑排水流入 ・関係者からの良好な水辺環境の再生要望

- 安定水利権での申請は**困難**。
- 豊水水利権にて、水が豊富な期間の環境用水としての**申請の余地**あり。
- 環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて（国交省課長通知）※に基づき、以下、**4項目を踏まえた検討**が必要。

- 申請主体は、原則として地方公共団体だが、土地改良区等も要件を満たせば可能
- 豊水を水源とすることも可能だが、劣後条件が付記
- 許可期間は原則3年が上限
- 渇水時には取水できない場合がある

※農林水産省(2009),農業水利施設を利用した環境用水の水利権取得に関する手引き,p3

### 【新潟市亀田郷地区】

平成19年10月、国交省通知後、全国初の環境用水の水利権を取得

新潟市亀田郷地区では市街化が進み、地域の農業用水路や小川川では、非かんがい期や渇水時に於ける過剰取水の減少とともに家庭排水の流入やゴミの混入による水質悪化等が顕著になり、水域生態系の分断、観水性の低下等の問題が生じていました。  
このため平成19年10月、新潟県は平成19年5月に国土交通省より「環境用水に係る水利使用許可の取扱い」の通知が発出された後、全国で初めて水質保全、景観保全及び生態系保全を目的とする環境用水の水利権を取得しました。

#### 地域の取り組み

亀田郷地区では、行政と地域住民が一体となったネットワークが構築され、「水と緑のネットワーク」「農業野原の水環境保全」「水環境再生と環境整備」を達成するため、環境用水の取得・利用について、各協議会が相互に連携しあが実施しています。

### 【仙台市六郷堀・七郷堀地区】

地域住民が憩う、魅力あふれる水辺空間が復活

仙台市六郷堀・七郷堀地区は市街化が進み、造成排水道からの汚水が農業用水路に流れ込み、農作業に支障が生じていました。また、農業用水の水利権が許可水利権から許可水利権に切り替えられた際に冬季の取水が停止されたため、特に冬場の憩いもなくなり、都市住民からの憩いの声が多くなりました。  
このため試験取水を経て平成17年1月、仙台市は宮城県知事から既存の農業用水路を利用して、浄化及び排水を目的とする新規水利権を取得しました。

#### 地域の取り組み

東北地方整備局、宮城県、仙台市、東北農政局の行政機関が平成11年に「仙台地域水環境協議会」を設立し、協議会と市民代表、宇津橋幹事を中心とするアクションプログラムを作成。六郷堀、七郷堀の治水事業はこのプログラムの一つとして取り組まれました。

© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

# 5. 行政による涵養事例（高知県江南市）

【内閣官房水循環政策本部事務局 第3回地下水マネジメント研究会 令和5年9月29日開催】資料から出典

## 香南市の位置



- 人口：31,659人（令和7年1月1日現在）
- 面積：126.46km<sup>2</sup>（東西約20km、南北約15km）
- 北部地域は標高300m~600mの四国山地の一部を構成
- 北部地域は低山の連なりと里山環境
- 南部地域は太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥沃な平野部
- 工業による取水量は日量2,700m<sup>3</sup>程度

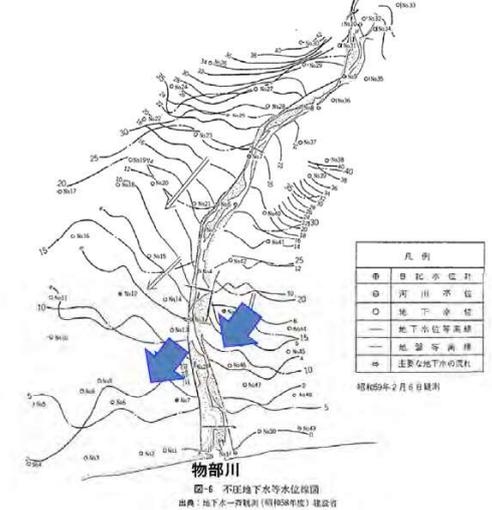
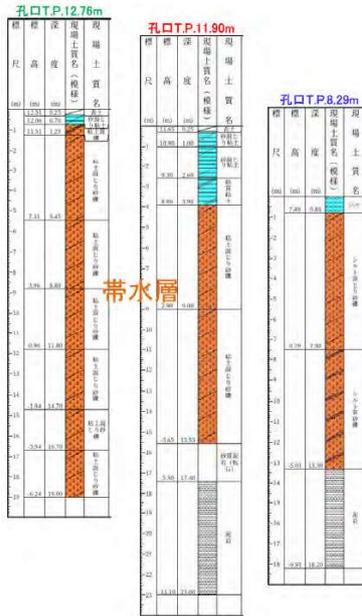
© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

# 5. 行政による涵養事例（高知県江南市）

【内閣官房水循環政策本部事務局 第3回地下水マネジメント研究会 令和5年9月29日開催】資料から出典

- ・表層付近の粘土層の下に、砂礫層が厚く分布
- ・砂礫層が主な帯水層と推定

- ・物部川左岸側では地下水から河川に供給
- ・物部川右岸側では河川から地下水に供給



出典：地下水要覧（高知平野に関する資料の例）に加筆

# 5. 行政による涵養事例（高知県江南市）

【内閣官房水循環政策本部事務局 第3回地下水マネジメント研究会 令和5年9月29日開催】資料から出典

## 香南市の取り組み

- ・香南市では上水のほとんどを地下水に依存し、工業や農業にも利用
- ・水道水源保全条例やかん養事業により地下水を保全

## ●オンラインヒアリング結果

（香南市環境対策課,R5/10/24実施）

- ・地下水位が低くなる時期の水道水源確保のため、市と土地改良区が連携し、涵養事業に取り組んでいる。（水利権の詳細は不明）
- ・11月～翌年1月までの3か月間、国道55号線周辺の農地を優先的に涵養している。
- ・補助金交付事務等の管理は、市商工観光課で行っている。
- ・費用は、毎年、国県支出金200万円、その他600万円の計800万円を充てている。
- ・涵養に際し、国に対し相談したかは不明。
- ・令和2年度に「香南市地下水保全条例・同条例施行規則」を制定し、3年度から施行している。
- ・その他、地下水保全に取り組んでいるかは不明。

**【ご案内】**  
対象地区のみならずへ

**冬季の田に水を溜めていただける方を募集します！**

（令和7年度 地下水かん養事業）

香南市の生活に欠かせない水のほとんどは地下水を利用していますが、地下水の減少となる山の保水力は、林業の低迷や生活環境の変化等により低下してきています。

そのため、香南市では、水分が地中に浸透しやすい環境を作り出すための取組として、冬季の田に水を溜める「地下水かん養事業」を行っています。当事業については、毎年11月から翌年2月未までを実施期間としておりましたが、関係機関等との協議により、昨年度から、実施期間の短縮をしております。

今後とも、豊かな地下水を育む取り組みにご理解・ご協力をお願いします。

○当事業は募集期間内にお申し込みいただく必要があります。

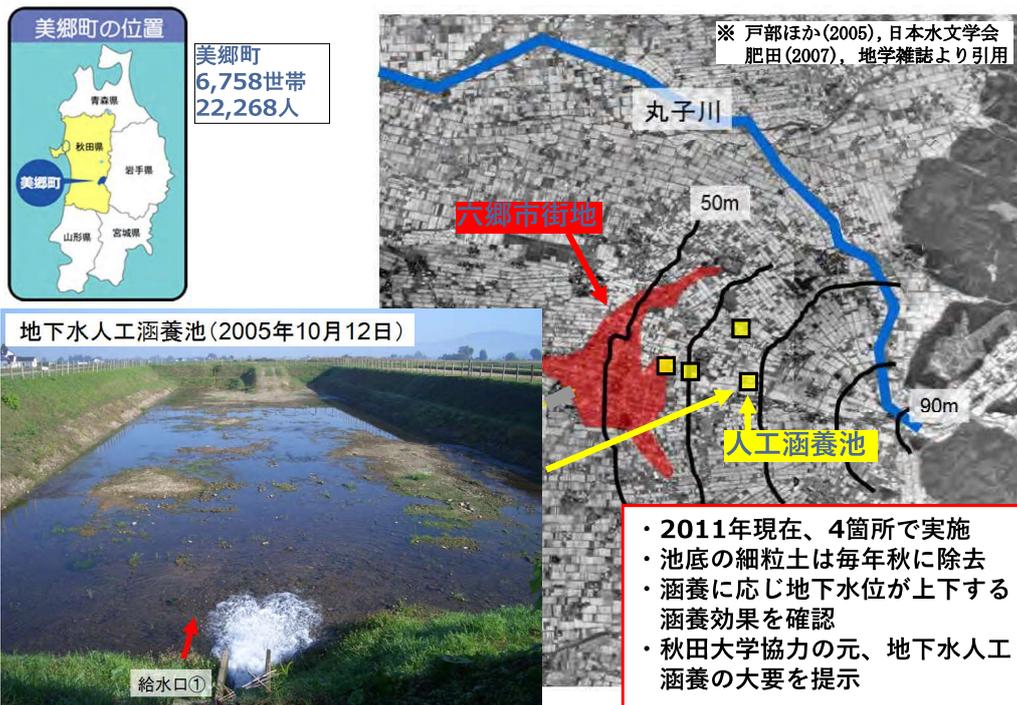
- ◆募集期間：令和7年11月1日（水）～令和7年1月30日（金）
- ◆募集面積：4,000㎡未満（※認定農業者の認定面積が4,000㎡未満の場合）
- ◆募集地帯：一帯の作物などに影響のない平地の田に限定。
- ◆必要時：軽トラ・自衛隊・農業用トラック（積雪時）・農用車（積雪・積氷・積雪・積氷）
- ◆実施期間：令和7年11月4日（水）～令和7年1月30日（金）
- ◆費対料：10㎡当たり20,000円（契約面積は「登記簿面積」となります。）
- ◆1人あたりの受給面積：107㎡以上から。

□申込方法  
『農業用地下水かん養事業 申込書』を市役所 市庁 西3観光課、又は、各支所まで提出ください。  
※申込書は、国土建設・事業室にて準備しています。また、香南市HPからダウンロード可能です。  
※HPURL：https://www.city.kochi-nan.jp/

※上記の内容は申込書「ご案内NOW」7月号にも掲載されています。

◆お問い合わせ先：  
香南市役所 西3観光課 ☎0887-50-3013  
E-mail: shoukou@city.kochi-nan.jp

## 5. 行政による涵養事例（秋田県美郷町六郷扇状地）



© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

9

## 5. 行政による涵養事例（秋田県美郷町六郷扇状地）

### ●ヒアリング結果

(美郷町建設課,2011/1/26実施,2012/3/15再実施)

- ・土地改良区が所有する消雪用水として取水している非かんがい期の水を水源としている
- ・下流の水利を邪魔しない範囲で、秋～春に涵養している(→期間中でも下流で水が必要な時は涵養しない)
- ・管理は建設課で行っている。土地改良区も一緒にやっている(→具体的な役割分担は聞き取れず)
- ・費用は町の一般財源を充てている
- ・費用の内訳は4ヶ所のうち1ヶ所の土地借り上げ費+涵養池の除泥に必要な重機費(→100~200万円か)
- ・涵養に際し国に対し相談したかは不明
- ・このほか、地下水保全として以下に取り組んでいる
  - ・涵養山林での植林・ゴミ拾い・湧水の水質検査・子供たちへの水環境学習

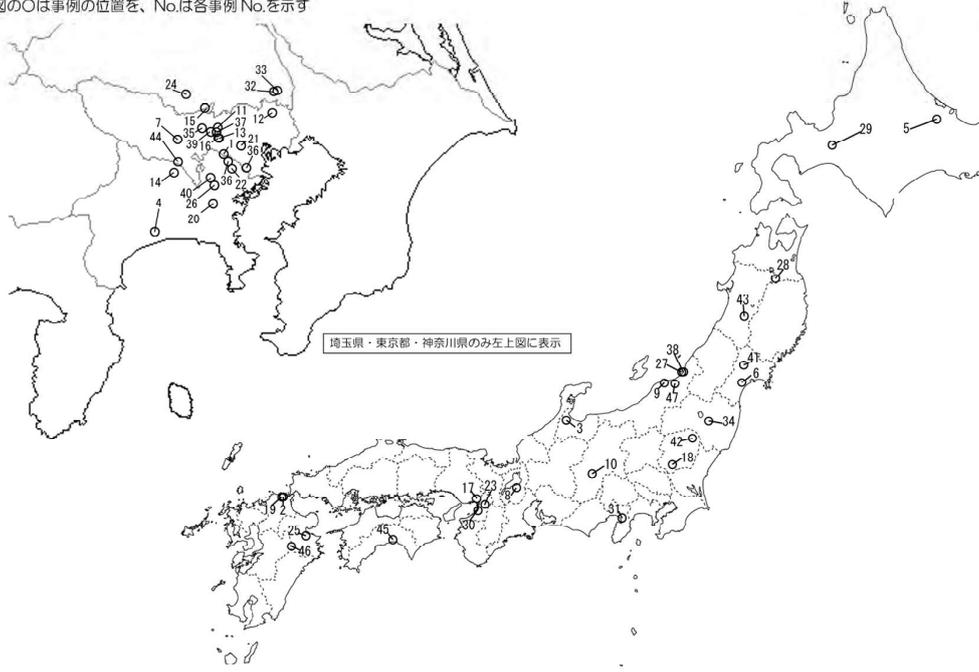
© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

10

# 5. 行政による涵養事例 (その他※)



地図の○は事例の位置を、No.は各事例No.を示す



No.1	東京都世田谷区	次大夫庭公園
No.2	福岡県北九州市	城戸川
No.3	富山県 高岡市	高岡古城公園水堀
No.4	神奈川県平塚市	河内川
No.5	北海道北見市	ホリカン川
No.6	宮城県仙台市	八郷堤・七郷堤
No.7	東京都日野市	市内用水路
No.8	滋賀県甲府市	せせらぎ遊園
No.9	新潟県新潟市	鳥屋野瀬
No.10	長野県伊那市	中正井
No.11	東京都練馬区	流土見池
No.12	東京都足立区	残水水路・貯留水路
No.13	東京都三鷹市	山川(野川遊橋)
No.14	神奈川県横浜市	新泉川公園
No.15	東京都清瀬市	清瀬せせらぎ公園
No.16	東京都三鷹市	山川(丸池公園)
No.17	兵庫県伊丹市	昆陽池
No.18	栃木県栃木市	丸沼長沼公園
No.19	福岡県北九州市	大瀬寺川
No.20	神奈川県横浜市	今井川いっいの水辺
No.21	東京都世田谷区	代沢せせらぎ緑道
No.22	神奈川県川崎市	江川せせらぎ遊歩道
No.23	大阪府大東市	節節用水
No.24	埼玉県 不毛川	
No.25	大分県大分市	城址公園和庭
No.26	神奈川県横浜市	江川せせらぎ緑道
No.27	新潟県神林村	大池
No.28	青森県田子町	せせらぎ水路
No.29	北海道恵庭市	恵庭ニュータウン「恵み野」農業用水路
No.30	大阪府堺市	内川水系
No.31	静岡県三島市	渡兵衛川
No.32	埼玉県草加市	谷古田用水
No.33	埼玉県草加市	菊田用水
No.34	福岡県山田市	雨水幹線(せせらぎこみち)
No.35	神奈川県小金井市	ピオトップ水路
No.36	東京都大田区	聖フランシスコ子供街「天水の庭」、神奈川県川崎市 洗足学園小学校
No.37	東京都三鷹市	山川(水溜の森あけぼののきれあけ公園)
No.38	新潟県神林村	有明郷湧水公園
No.39	東京都武蔵野市	山川(山川緑地)
No.40	神奈川県横浜市	下谷本せせらぎ緑道
No.41	宮城県加美町	宮崎東部地区集落農業排水路
No.42	栃木県那須塩原市	那須野ヶ原用水
No.43	秋田県美郷町	農業用水路
No.44	東京都町田市	鶴見川清流
No.45	高知県香南市	上井川(美山二文公園)
No.46	大分県竹田市	早田地区農業用水路
No.47	新潟県新発田市	農業用水路

© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

※環境省(2007),「環境用水の導入」事例集 ~魅力ある身近な水環境づくりに向けて~

## (2) 松本盆地の地下水



安曇野わさび田湧水群

1. 水循環とは
2. 松本盆地の地下水
3. 安曇野市の地下水利用
4. 地下水を育む

2025年8月8日

於：安曇野市 本庁3階 全員協議会室

### 1. 水循環とは

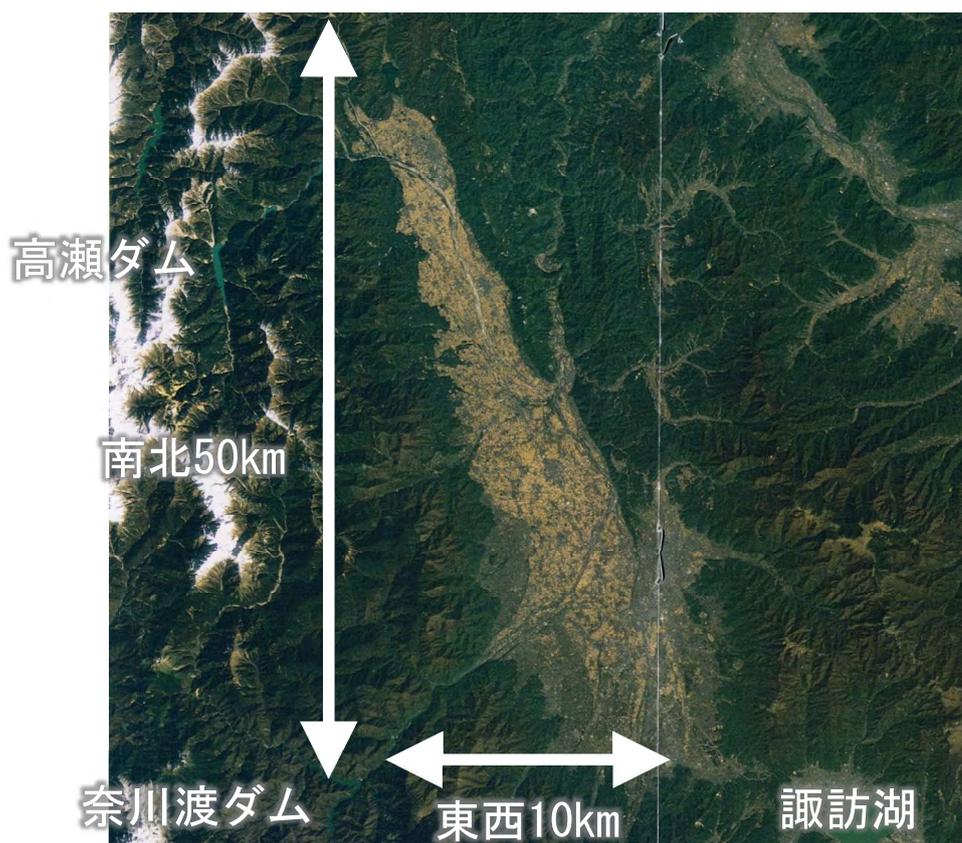


## 2. 松本盆地の地下水

3

## 2. 松本盆地の地下水

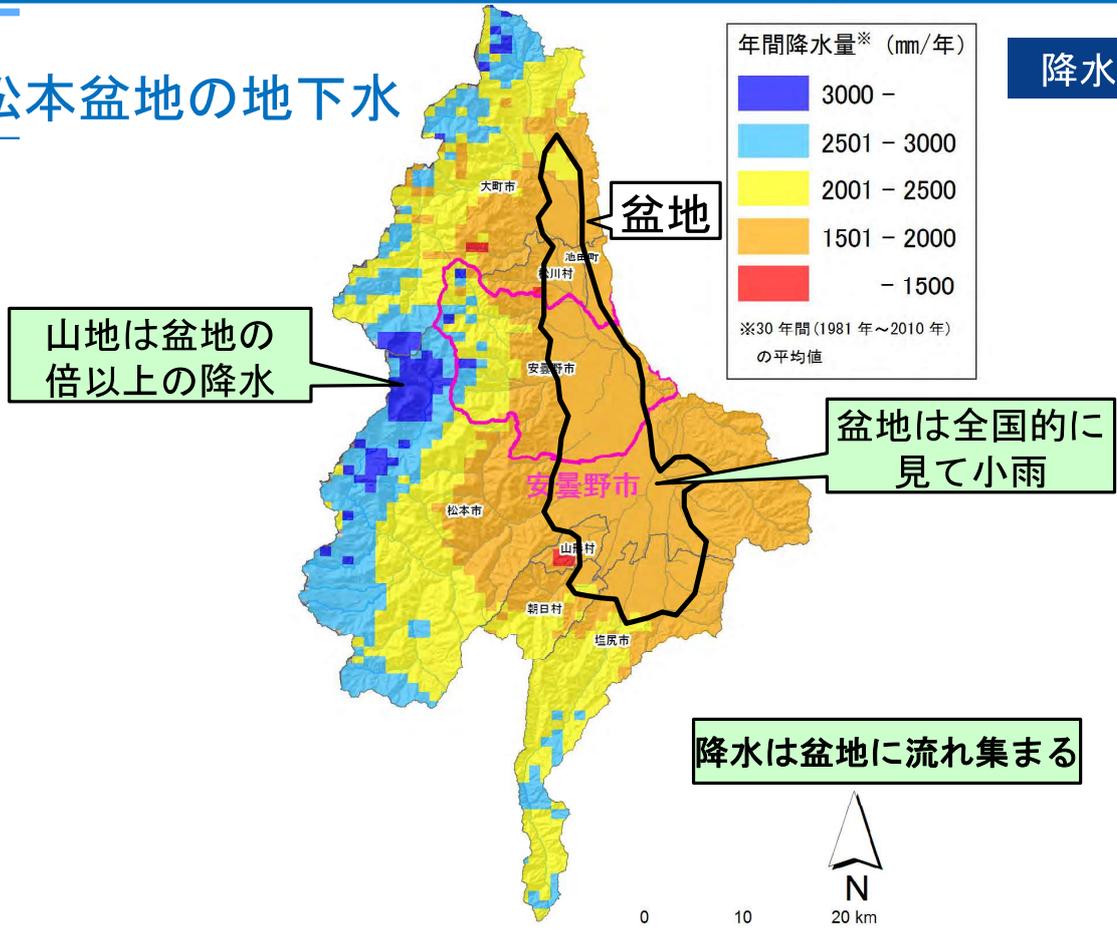
松本盆地



4

## 2. 松本盆地の地下水

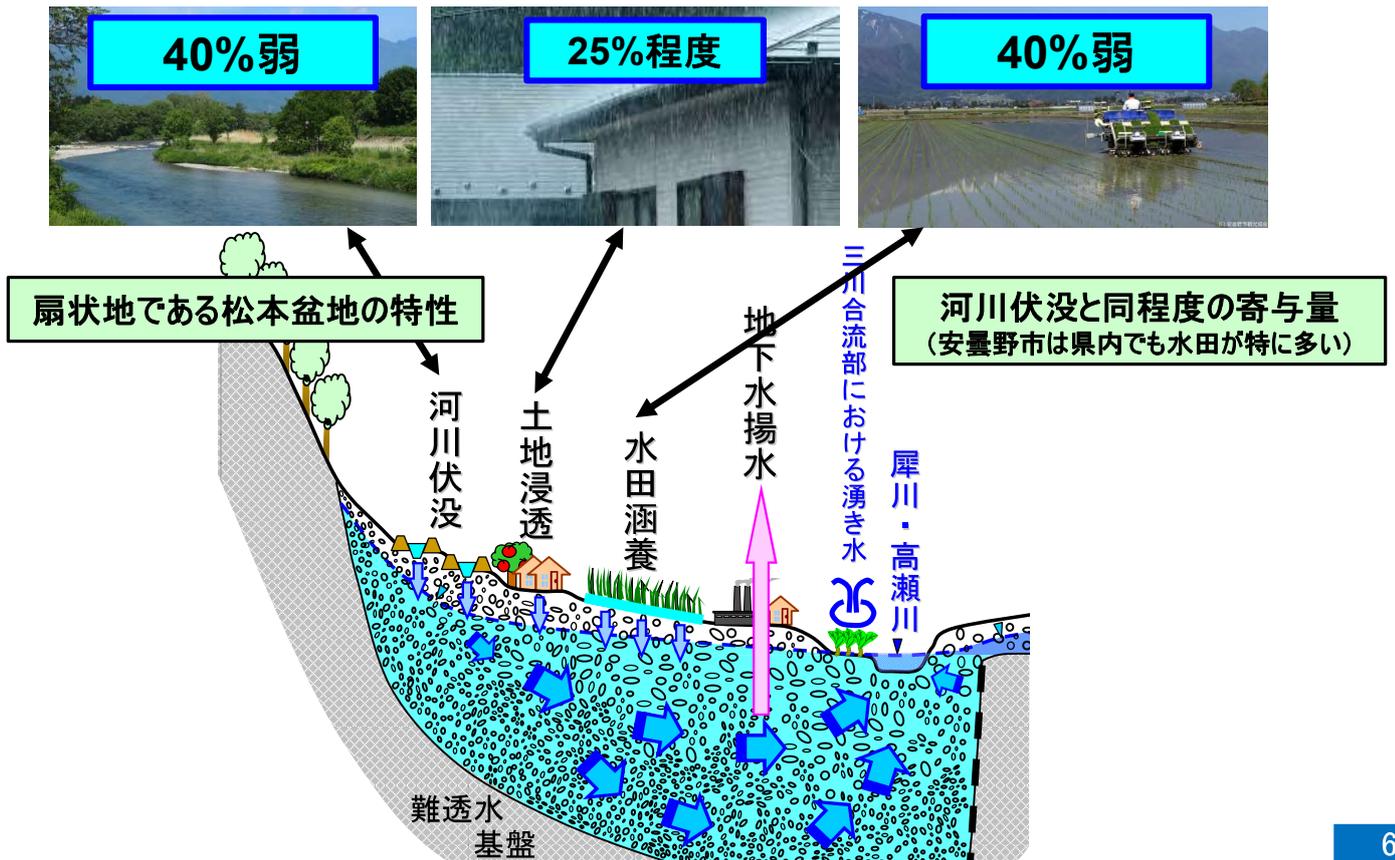
### 降水特性



出典) 気象庁メッシュ平年値 2010 左記に示されたメッシュ毎の降水量(1981年~2010年平均値)を解析雨量で補正し図化  
 図 2.16 安曇野市を含む松本盆地流域の年間降水量の分布 (信州大学可視化研究成果)

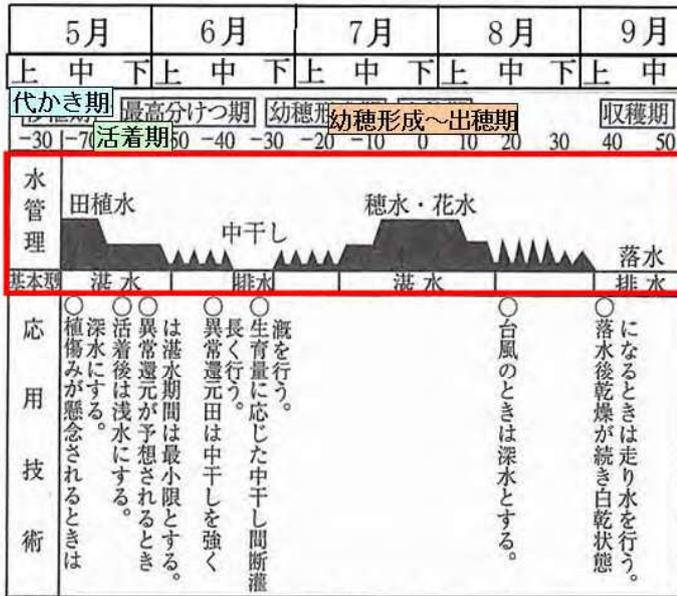
## 2. 松本盆地の地下水

### 涵養特性



## 2. 松本盆地の地下水

水管理（湛水・排水）して稲は育つ



農業土木ハンドブック(農業土木学会)に加筆



代かき期  
(田植え前)



活着期  
(根が根付く頃)



幼穂形成～出穂期  
(穂がでる頃)

## 2. 松本盆地の地下水

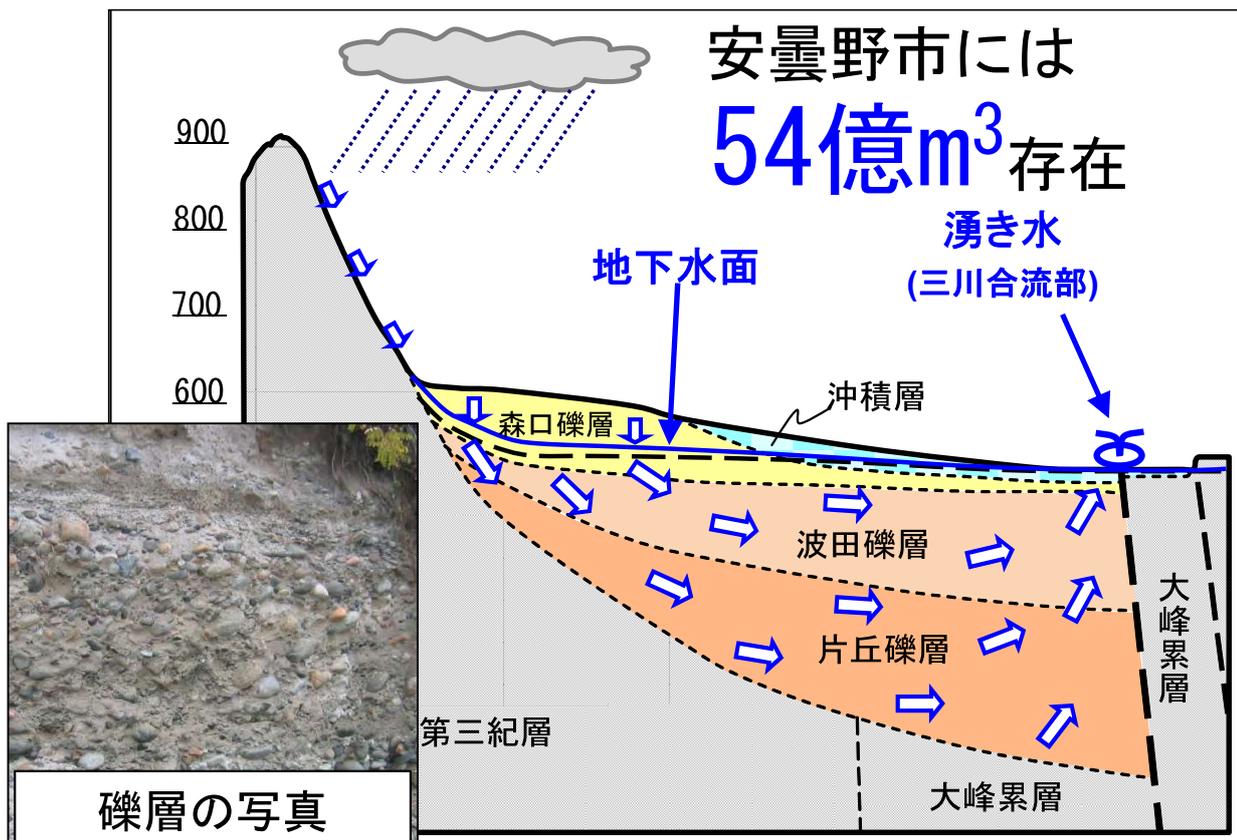
貯水量の比較

(単位: 万 $m^3$ )

奈良井ダム	800
諏訪湖	6,300
徳山ダム (貯水量は日本一)	66,000
松本盆地の地下水	1,910,000 (191億 $m^3$ )
琵琶湖	2,750,000
日本のダムの総貯水量	3,000,000

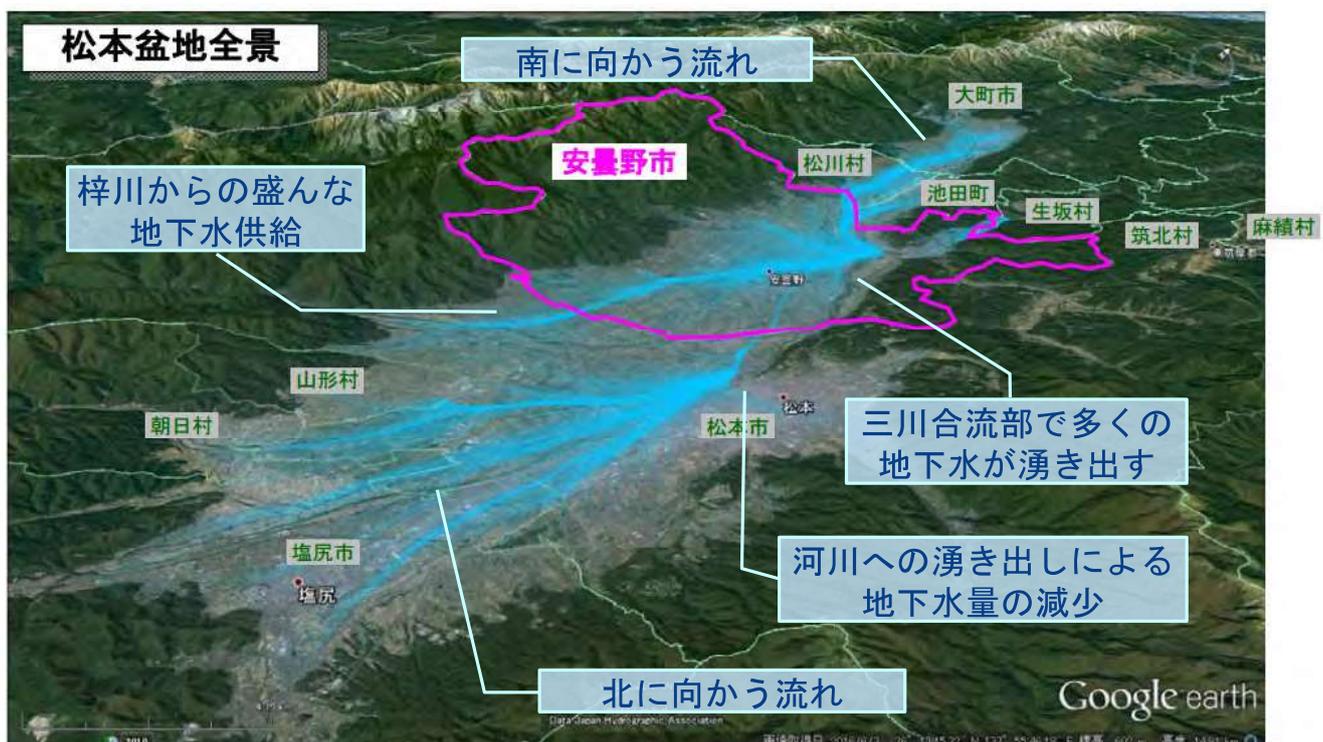
## 2. 松本盆地の地下水

貯水量（安曇野市内）



## 2. 松本盆地の地下水

地下水の流れ



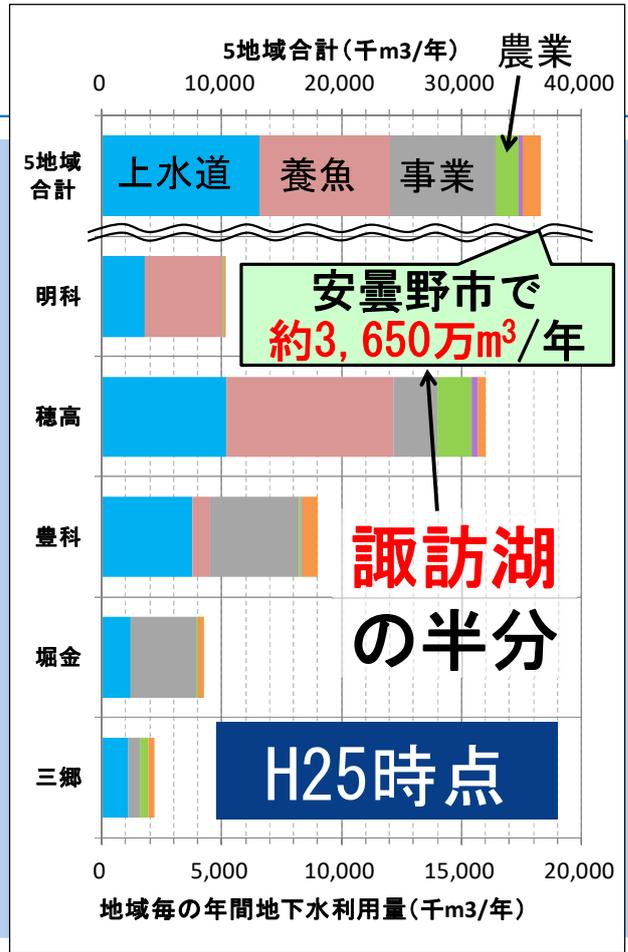
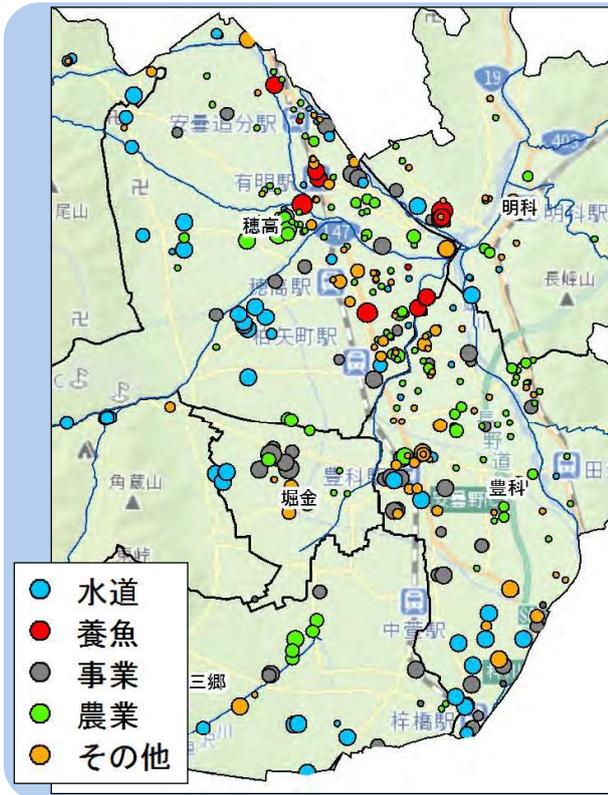
### 3. 安曇野市の地下水利用

### 3. 安曇野市の地下水利用

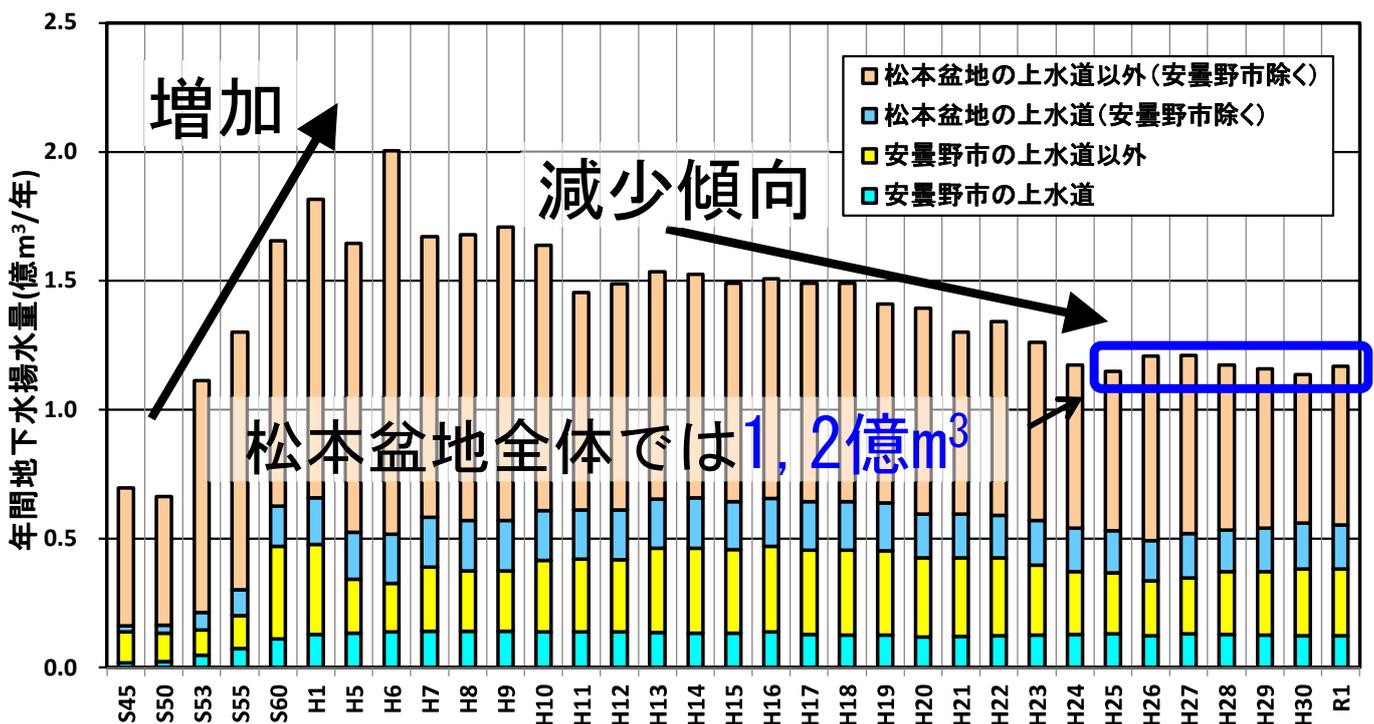
その他、民家でも井戸利用されている



### 3. 安曇野市の地下水利用



### 【参考】これまでの地下水利用量の推移(松本盆地全体で)

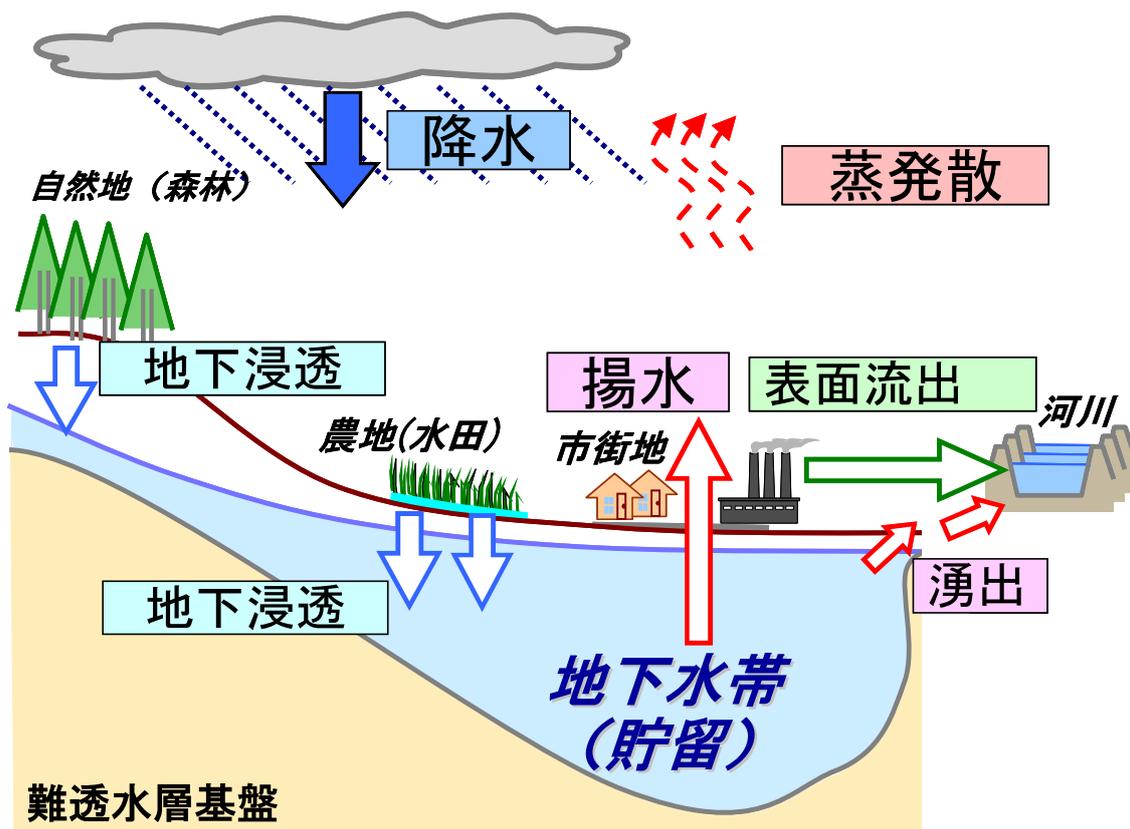


## 4. 地下水を育む

15

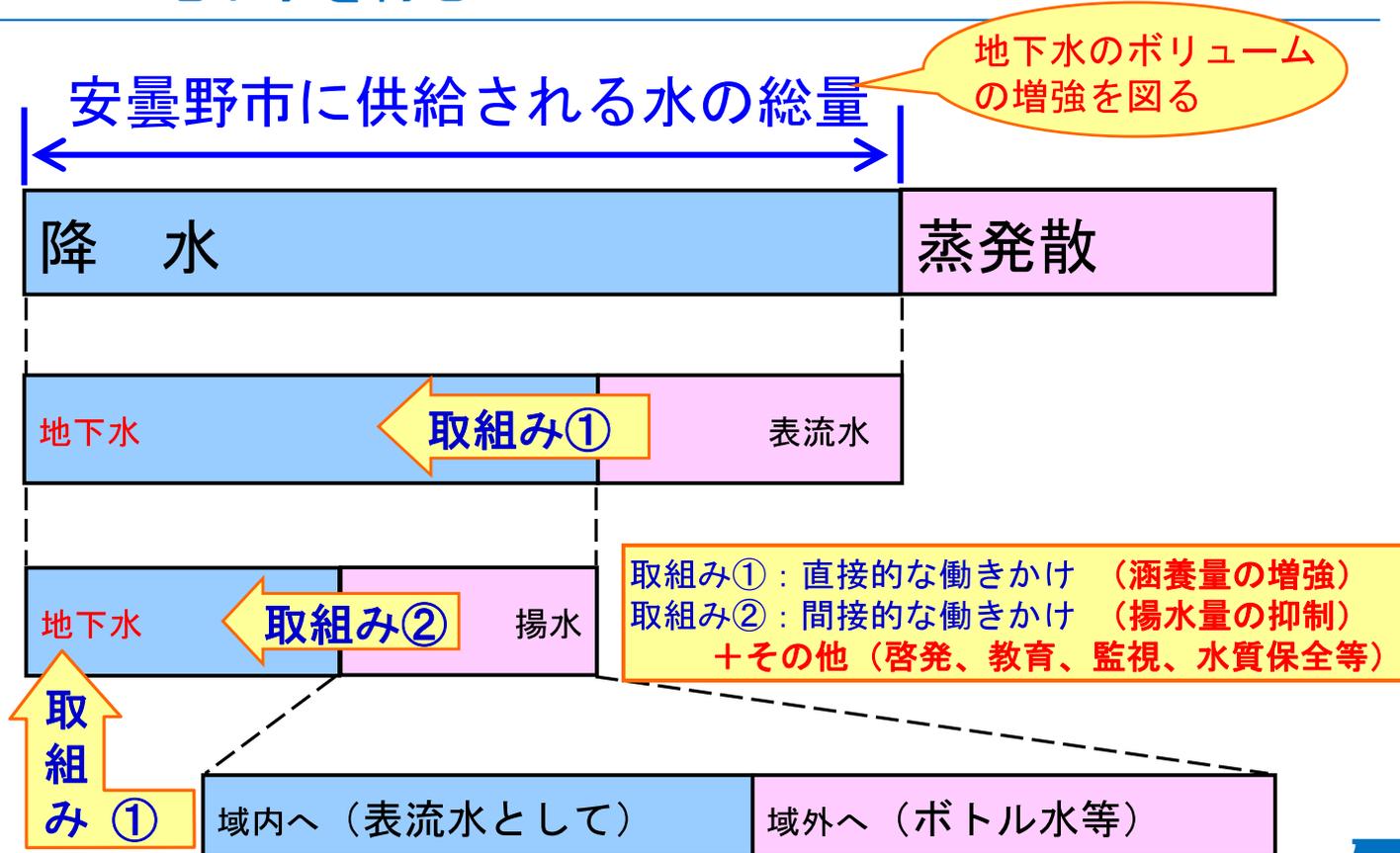
### 4. 地下水を育む

水収支の考え方



## 4. 地下水を育む

育む際の考え方



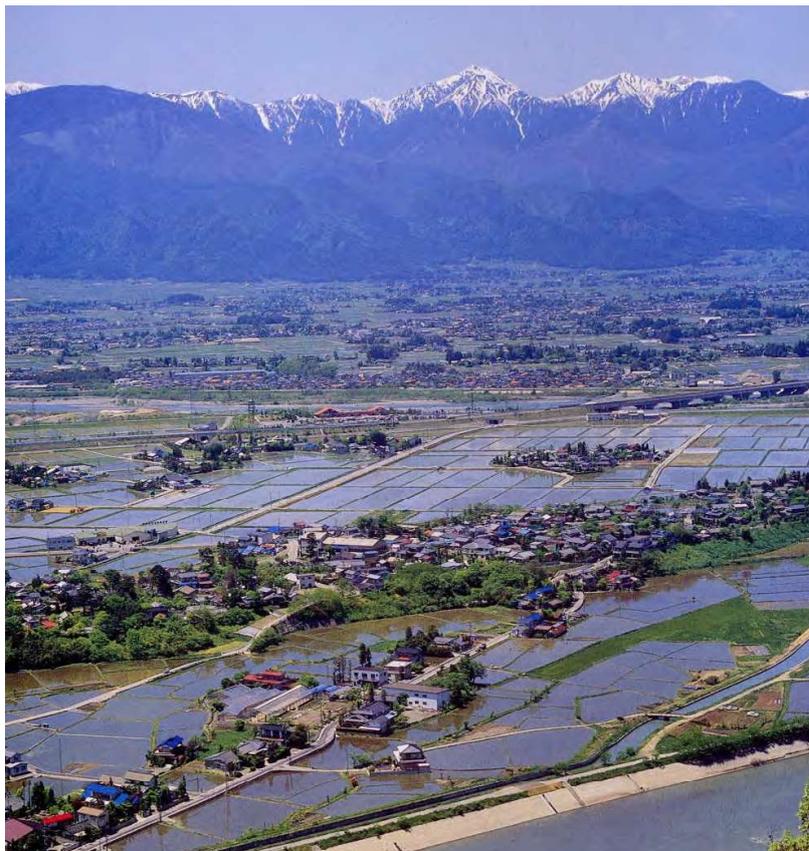
## 4. 地下水を育む

これまでの取組

区分	主たる取組	効果
涵養量の増強	水田機能維持・地力増進推進事業（麦後湛水）	186.5万m <sup>3</sup> /年増強
	新規需要米等転作推進事業	102万m <sup>3</sup> /年増強
揚水量の抑制	地下水保全条例の運用	867井戸の情報整理
	節水に関する普及啓発	27件の補助実施
その他	河川等の一斉清掃	継続実施中
	涵養事業の情報発信	水結の設立・運用
	水環境に親しむ場の創出と積極的な広報・啓発	小中学校等で多数実施



# 安曇野の田園風景



## (3) 計画改定の方角性

2025年8月8日

於：安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室

### Agenda

1. 改定の方角性
  - ① これまでの方角性
  - ② 改定の方角性
2. 健全な水環境創出の方角性
  - ① わさび田から周辺へ
  - ② 取組（案）

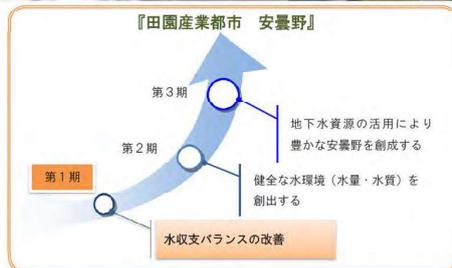
# 1. 改定の方向性

## 1. 改定の方向性 ①これまでの方向性

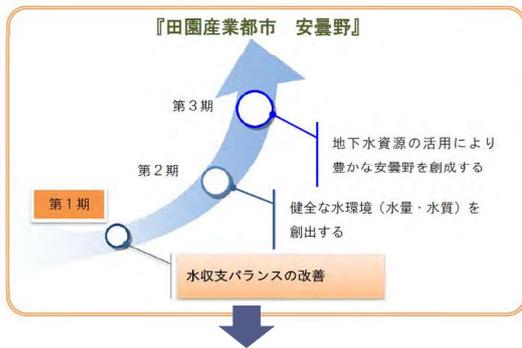


### ② 本指針の基本理念(安曇野ルール)

1. 地下水は市民共有の財産である
2. 全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する
3. 地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐ



# 1. 改定の方向性 ②改定の方向性



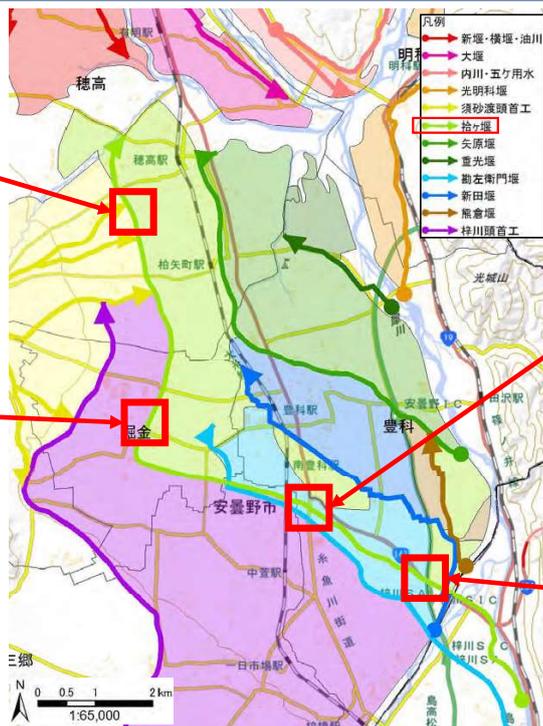
改定の方向性は  
「健全な水環境（水量・水質）の創出」  
としたい

水収支バランスの改善の目標とした涵養量「300万m<sup>3</sup>/年」達成

取組	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
水田機能維持・地力増進推進事業（麦後湛水）	160.6万m <sup>3</sup> /年	186.5万m <sup>3</sup> /年	約180万m <sup>3</sup> /年	→	約20万m <sup>3</sup> /年 （補助終了）	→
新規需要米等転作推進事業（飼料米）	79.9万m <sup>3</sup> /年	102万m <sup>3</sup> /年	約100万m <sup>3</sup> /年	→	→	→
あづみ野排水路からの浸透落ち水※1検討	—	—	—	—	約365万m <sup>3</sup> /年※2	→
合計	240.5万m <sup>3</sup> /年	288.5万m <sup>3</sup> /年	約280万m <sup>3</sup> /年	約280万m <sup>3</sup> /年	約485万m <sup>3</sup> /年	→

※1 落ち水は次ページ参照 ※2 約365万m<sup>3</sup>/年は令和6年度実測値による参考量 5

## 【参考】落ち水（非かんがい期、拾ヶ堰上流は無水だが下流には流水あり）

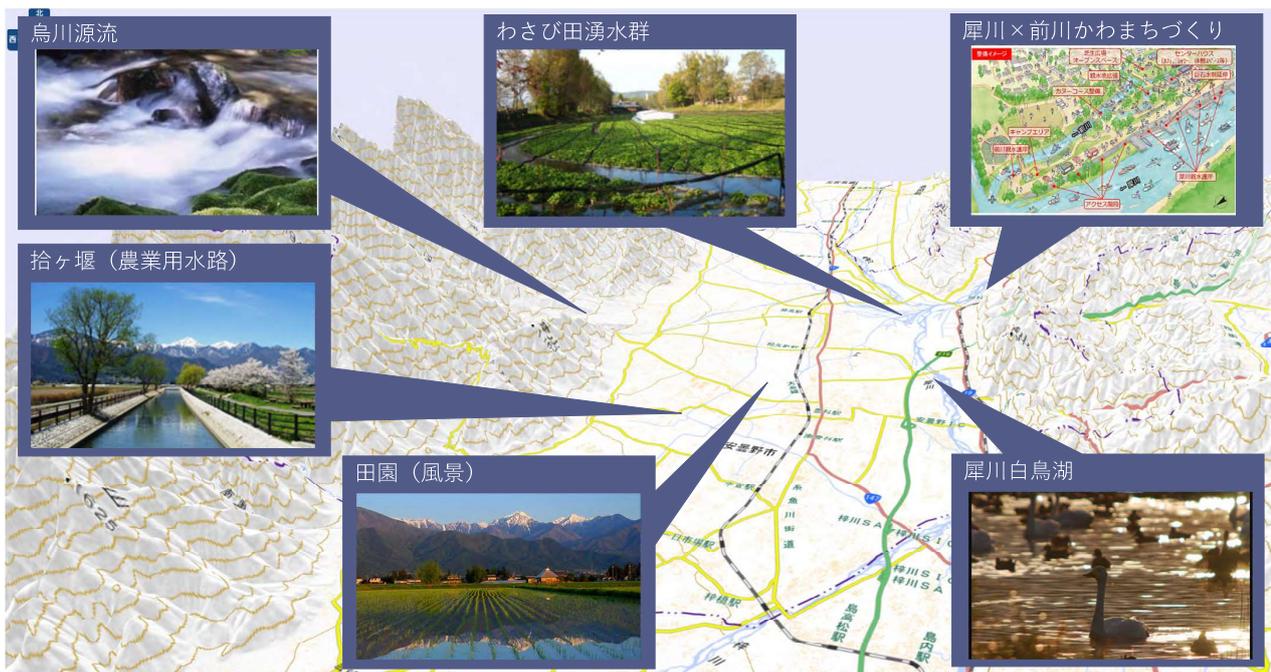


2023年12月9日撮影



## 2.健全な水環境創出の方向性

### 2. 健全な水環境創出の方向性 ①わさび田から周辺へ



## 2. 健全な水環境創出の方向性 ②取組（案）

### 取組※1

取組人口（事業者）の拡大

取組範囲の山地※2への拡大

地下水増強施策の継続

（改定※3）水循環基本計画を踏まえた取組

下流域への寄与※4

※1 直接的取組（増強、節水）と間接的取組（啓発等）のバランスが重要

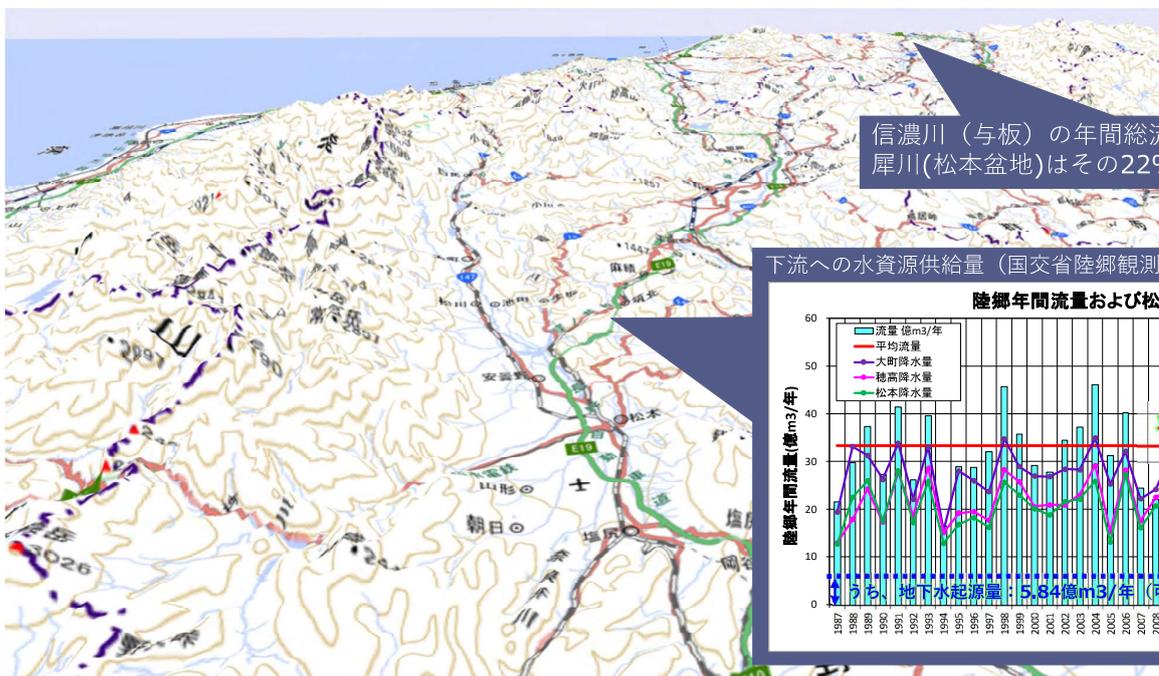
※2 これまで山地（森林）を対象とした施策は計画（実施）していない

※3 2024年8月30日改定、以下の4点が重点的に取り組む主要内容

1. 安定した水供給の確保
2. 最適で持続可能な上下水道への再構築
3. 地球温暖化対策の推進
4. 流域総合水管理の展開

※4 次ページ参照

## 【参考】信濃川における犀川（松本盆地）の寄与



# 【参考】 取組人口（事業者）の拡大 【水結】



© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

# 【参考】 水循環基本計画を見据えた取組 【防災井戸（国の動き）】

## 災害時地下水利用ガイドライン

自治体による災害時における代替水源としての地下水等活用の取組を促進させることを目的として、「災害時地下水利用ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインでは、地下水マネジメントの必要性、既設井戸等の把握方法、災害用井戸・湧水制度の検討方法、平常時及び災害時の対応方法、さらに、井戸整備に活用できる補助制度等を紹介しています。

- ▶ [災害時地下水利用ガイドライン\(概要\)](#) PDF:262KB
- ▶ [災害時地下水利用ガイドライン\(全体版\)](#) PDF:5.1MB

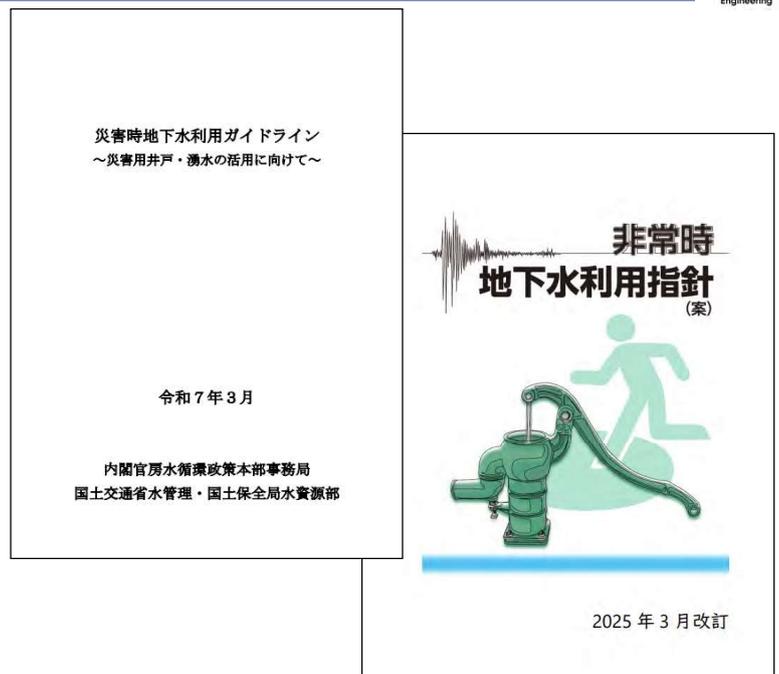
## 非常時地下水利用指針(案)

災害後の断水は被災者の生活の質を大きく下げますが、上水道の復旧には長い時間がかかることがあります。そこで上水道が復旧するまでのつなぎとしての注目を集めているのが被災地の足元にある地下水です。

この指針(案)は災害用井戸について、取り組みの歴史、現在の普及状況、有効性と課題、普及に向けたノウハウなど様々なトピックをQ&A方式でわかりやすくまとめたものです。

本冊子は2023年の3月に公開した初版を、2024年の能登半島地震被災地での調査を踏まえて内容更新したバージョンとなります。

- ▶ [非常時地下水利用指針\(案\)2025年3月改訂](#) PDF:8.8MB



地下水マネジメント推進プラットフォーム <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/laws/law02.html> より

© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

# 【参考】水循環基本計画を見据えた取組【防災井戸（企業協定）】

**362 工場の井戸水を病院に提供する「救いの泉」構想**

旧フィルム製造工場の地下水を災害時医療用として活用

- コニカミノルタ株式会社は、日野市及び日野市立病院と連携協力を平成 27 年 2 月 26 日、締結した。
- 同社は、福祉 11 年、フィルム製造工程で必要とされる豊かな水資源がある東京都日野市に、深井戸を掘削した工場を建設し、78 年間フィルム生産を行ってきた。
- フィルム産業の環境配慮に伴い水使用量が大幅減少したことから、余剰となった水資源を社会活用するため、災害時、同社の深井戸から水を確保する体制を整え、地域社会に貢献する姿勢を顕著している。

**2 取組の特色（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）**

**井戸水を「救いの泉」に**

- 同社の工場「東京サイト日野」では、フィルム製造時に必要であった水を確保するため、敷地内に地下約 150m 深度に達する深井戸を 13 本保有している。フィルム製造を終えた現在、この井戸水は、飲料水・生活用水・サイトコーティング用水として現在利用されているが、その用途は、フィルム製造当時の約 5 分の 1 程度となっている。
- 平成 25 年に同社社員が日野市立病院へ訪問した際、「災害時の医療として災害時の人工透析水の確保が課題」という話を聞いたことがきっかけとなり、同社の水資源を有効活用し、地域社会に役立つ構想へと発展した。
- 東京都内の災害拠点病院のうち、施設内に井戸水を保有している施設はほとんどない。また新たに井戸を掘ることには地盤下の状態から規制の対象とされている。災害拠点病院には都から優先的に水が供給されることとなっているが、

国土強靭化 民間の取組事例 362 被災者等の支援

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/h28\\_minkan/pdf/0624.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/h28_minkan/pdf/0624.pdf)  
© YACHIYO Engineering Co., Ltd.

**057 熊本地震の経験に基づく防災井戸の設置**

熊本地震の経験に基づき、民間企業として全国で初めての敷地内に防災井戸を設置。  
災害時には銀行の生活用水確保の場として活用するとともに、地域の給水拠点として住民にも開放する。

**1 取組の特色（はじめたきっかけ、狙い、効果、工夫した点、苦労した点）**

**全国初の民間企業による防災井戸の設置**

- 熊本地震が発生した際、熊本銀行においても 39 店舗で断水が発生。同行は、断水を受けた本県から高圧送水用車の緊急配送を行い、発生から 9 日間で計 17,500 リットルを提供したが、この取組には多くの労力が必要であった。
- その経験を踏まえ、熊本の創設的役割に際し具体的な取組及び BCP 体制強化の一環として、震災時の生活用水確保を行うべきであると考え、熊本銀行では、生活用水の 8 割以上が地下水で賄われており、震災時井戸が活用しやすいため、平成 29 年に本町・交差点を含む市内 10 店舗に防災井戸を設置した。設置した防災井戸は電源不要のポンプのため、停電時も使用可能となっており、1 辺で約 1.2 リットルの地下水を汲み上げることができる。
- この防災井戸を、震災時の地域の給水拠点として住民にも開放するため、同行は、開放について必要な事項を定め「防災井戸の利用に関する協定」を熊本市、八代市、宇土市、宇城市、合志市の市内 5 市と締結した。これにより、災害時に断水した場合、地域住民が同行の防災井戸にアクセスし水を確保する体制を整えている。

**2 取組の背景（はじめたきっかけ、狙い、効果、工夫した点、苦労した点）**

**取組の背景（はじめたきっかけ、狙い、効果、工夫した点、苦労した点）**

- 同行は、防災井戸が有事の際にすぐに使用できるように、月に一度、各設置店舗において水の色や臭い、その他、不具合がないか点検を実施している。また、広域かつ定期的な地下水管理のため、「水在モニタリング調査に関する協定」を公益財団法人水と土水利用機構、防災井戸を使用し水質のモニタリング調査も行っている。
- 同行は積極的「取組の保全、取組の維持等の地下水保全活動にも数多く取り組んでおり、防災井戸の活用には欠かせない地下水の維持に努めている。

**3 現状の課題・今後の展開等**

- この防災井戸は、小・中学校の防災及び環境学習の場として活用されており、同行は、熊本地震の経験を風化させずに後世に伝えていきたいと考えている。

担当部署 総務部  
問合せ先 問合せ先  
株式会社熊本銀行 TEL：096-325-2111

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/r2\\_minkan/pdf/057.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/r2_minkan/pdf/057.pdf)

**大野町 × 相模区・下方区 自治会 × ヨシテク工業株式会社**

**「災害時における井戸水の供給協力に関する協定」を締結しました**

**協定の目的**

この協定は、大規模災害により広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、取用以外の生活用水（トイレ・洗たく用など）として井戸水を提供し、生活用水を確保し公衆衛生の維持を目的とする。

**利用される場合の注意事項**

- 井戸水は絶対に飲用しないでください。生活用水（トイレ、洗たく用など）として使用してください。
- 厚着や水の溜り等により、井戸水を提供できない場合があります。
- 井戸水の提供を受ける場合は、利用時間や水道所等、所有者の指示に従ってください。

**ヨシテク工業株式会社の所在地**

住所：群馬県高井郡大野町下 1115-1  
電話：0363-34-3839

<https://www.yositech.co.jp/imgdata/202504101320482.pdf>

# 【参考】取組人口（事業者）の拡大【親しみやすい計画書】

**あんなか まちづくりビジョン 2024**

第3次定中長期総合計画

自分たちが住むまちを、自分たちが創るまちにしたい。自分たちが創るまちにしたい。

**基本計画**

1. まちづくりの理念  
2. まちづくりの目標  
3. まちづくりの重点施策  
4. まちづくりの推進体制

**4 社会的要素の現状**

(1) 人口・労働力  
人口減少傾向が続いている。労働力不足が深刻化している。

<https://www.city.annaka.lg.jp/uploaded/attachment/10624.pdf>

**第6次春日市総合計画**

まちづくりの基本理念

誰もが住み続けたいと思えるまちづくり  
みんなが活躍するまちづくり  
暮らしが広がるまちづくり

**計画の具体的な取組**

1. 暮らしの基盤づくり  
2. 産業・経済の振興  
3. 環境・文化の向上  
4. 防災・安全の確保

[https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/008/161/6/jikasugasousougoukeikaiku.pdf](https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/008/161/6/jikasugasousougoukeikaiku.pdf)

**安曇野市水環境基本計画**

（マスタープラン）  
2017～2024

水環境の現状  
水環境の課題  
水環境の目標  
水環境の重点施策

**第2次五市環境基本計画**

（2018（平成30年度）～2027（平成39年度））

1. 水環境の現状  
2. 水環境の課題  
3. 水環境の目標  
4. 水環境の重点施策

<https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/54431.pdf>

**第2次五市環境基本計画**

（2018（平成30年度）～2027（平成39年度））

1. 水環境の現状  
2. 水環境の課題  
3. 水環境の目標  
4. 水環境の重点施策

**計画の具体的な取組**

1. 水環境の基盤づくり  
2. 水環境の向上  
3. 水環境の確保

[https://www.city.gosen.lg.jp/material/files/group/14/Gosen\\_2nd\\_Environment\\_Basic\\_Plan.pdf](https://www.city.gosen.lg.jp/material/files/group/14/Gosen_2nd_Environment_Basic_Plan.pdf)

# 第2次安曇野市水環境基本計画策定までのスケジュール(2025.8.8案)

資料4

区分	業務内容	令和7年度										令和8年度											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定に関する調整・実施事項	契約	入札契約																					
	基本計画/行動計画策定	方針説明	・課題整理 ・改定の方向性の検討 ・スケジュール/体制提示			・現施策（涵養施策等）の方針決定 ・計画の目標の検討			基本計画原案（アウトライン）の作成				・基本計画素案の決定 ・具体的行動計画の素案の提示			基本計画/行動計画案の決定			パブコメ	・意見集約検討（仕上げ） ・パブコメ公表	計画案の決定	公表	
	地下水利用者調査/松本盆地一斉測水			松本盆地一斉測水（夏季）						松本盆地一斉測水（冬季）	一斉測水結果まとめ	利用者調査発送	利用者調査×切	利用者調査集計	調査結果取り込み								
会議	水環境審議会	第1回（9日）		第2回（8日）			第3回（14日）		第4回（14日）		第5回（16日）			第1回		第2回			第3回		第4回	第5回	
	視察						(希望者のみ) ・名水まつin秦野（11/8） ・「落ち水」の現地視察（11月以降）																
	部会						(仮) 災害井戸 (仮) 涵養施策 (仮) 普及（あづみの水結） ※ 各2回程度を予定。																
	環境審議会													策定方針の報告									
議会	議会										予算説明									全協議会報告		議会報告	

※ 必要に応じて部会等を開催

※ 市民意識調査は、令和6年度に実施済

年度ごとの取り組み（整理）	
令和7年度（前期）	・課題整理・改定の方向性の検討・現施策（涵養施策等）の方針決定・計画の目標の検討
令和7年度（後期）	・基本計画原案（アウトライン）の作成
令和8年度（前期）	・基本計画素案の決定・具体的行動計画の素案の提示
令和8年度（後期）	・基本計画/行動計画案の決定・パブコメ・意見集約検討（仕上げ）・パブコメ公表・計画案の決定・公表

7 環第 1127 号  
令和 7 年 6 月 26 日

安曇野市水環境審議会委員 各位

安曇野市 市民生活部  
環境課長

「名水サミット in はだの」視察のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、神奈川県秦野市において「名水サミット in はだの（第 39 回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会）」が開催されることとなり、安曇野市も参加を予定しております。

つきましては、あわせて水環境審議会委員の皆様には視察のご希望を募りたく存じますので、下記についてご承諾いただいた上で、視察のご希望がありましたら担当までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 日程（概要）

- ◇ 安曇野市役所本庁舎にて集合・解散。
- ◇ 市公用バス（~~少人数の場合普通車~~）での移動となります。

(1) 令和 7 年 11 月 8 日（土）

時間	内容	場所
8:30	集合・出発	安曇野市役所本庁舎
12:00～	昼食	(未定)
13:30～	シンポジウム	秦野市総合体育館メインアリーナ
18:00～	交流会	秦野市商工会議所 401 会議室

(2) 令和 7 年 11 月 9 日（日）

時間	内容	場所
9:00～	オプションツアー	秦野市南地区湧水巡り ほか
12:00	昼食	手打ち蕎麦「砂場」
13:00～	出発	秦野駅
16:30	帰庁（見込）	安曇野市役所本庁舎

(裏面あり)

## 2 参加費等

- (1) 食費(1日目) 1,000円
- (2) 宿泊費(朝食付) 10,000円<sup>※1</sup>
- (3) 交流会費 7,000円<sup>※2</sup>
- (4) その他大会参加費等 安曇野市負担

※1 宿泊先の状況により変動する可能性がありますので、多めにご用意ください

※2 交流会のみ不参加とすることも可能です。

## 3 提出物等

- (1) 視察終了後、令和7年11月13日(木)17:00までに視察報告書(別紙様式)を下記担当まで提出してください。
- (2) 令和7年11月14日(金)開催予定の第3回安曇野市水環境審議会にて報告書をもとにそれぞれ視察結果を発表してください。

## 5 申込方法

令和7年7月18日(金)8月15日(金)17:00までに下記担当までメールもしくは電話にてご連絡ください。またその際、交流会不参加のご希望がある場合は必ずお伝えください。

## 6 その他

細かい日程及び内容は今後変更になる可能性があります。

**(以下追記)** 普通車の手配が困難となったため、原則として市公用バスでの移動となります。つきましては、**参加者5名以上で実施(現在2名)**とさせていただきますので、ご都合のつく方はぜひご参加ください。

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地  
安曇野市 市民生活部 環境課 環境政策担当  
課長：百瀬 課長補佐：所 担当：丸山  
電 話：0263-71-2492 (直通)  
F A X：0263-72-3176  
Eメール：kankyous@city.azumino.nagano.jp